

三重県弓道連盟規約 施行規則

(目 的)

第1条 三重県弓道連盟規約の円滑な施行を図るため、規約第28条の規定に基づき、施行規則を定める。

(理事の選出)

第2条 理事は、次の方法により選出する。

- (1) 各支部から1名
- (2) 会長が指名する若干名

(評議員の選出)

第3条 評議員は、各支部から1名選出する。

(会 費)

第4条 個人会員の会費の年額は、次のとおりとする。

- (1) 初段以下・・・・・・・・・・1,000円
- (2) 弐段、参段、四段・・・・・・・・3,000円
- (3) 五段以上及び称号受有者・・・・5,000円

上記の段位は年度当初のものとする。

- 2 大学、高専、高校の弓道部員は段位の有無にかかわらず会費を年額1,000円とする。
- 3 中学生以下は会費を免除する。
- 4 名誉役員は会費を免除することができる。
- 5 会費は各支部、大学、高専及び高校で代行集金をし、各支部はその年度の4月当初までに、大学、高専及び高校は6月末までに一括納入する。

(協力金)

第5条 会員は、審査又は推薦により昇段昇格した者は、その都度協力金を納入するものとする。登録料・協力金は別表のとおりとする。

(専門部)

第6条 本連盟は、次の専門部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 審査部
- (3) 競技部
- (4) 指導部
- (5) 国体強化部
- (6) 高体連部
- (7) ねんりん部
- (8) 青年部

附則

この施行規則は令和3年4月1日から施行する。

施行・改廃の記録

- 1) この施行規則は、昭和60年5月19日から施行された三重県弓道連盟規約の内規を改め、新たに三重県弓道連盟規約施行規則として、平成24年2月18日から施行する。
- 2) この施行規則は、平成26年3月23日に一部改正する。(第5条)

- 3) この施行規則は、平成29年2月26日に一部改正する。(第6条)
- 4) この施行規則は、平成30年2月25日に一部改正する。(第4条)
- 5) この施行規則は、令和3年1月10日に一部改正する。(第1、2、3、4条)

事務局所在地は、下記の通りとする。

- ・連盟事務局を 伊勢市大湊町1289-3 西山 孝文方とする。(平成29年4月1日)
- ・会計事務局を 松阪市駅部田町1273-3 尾辺 俊之方とする。(平成29年4月1日)
- ・審査事務局を 鈴鹿市桜島町1-5-2 山田 勝彦方とする。(平成31年4月1日)